

和歌山工業高等専門学校ロボット教育センター規則

制 定 平成20年4月23日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるロボットにかかわる教育の進展と地域におけるロボットを活用した科学技術の理解促進に貢献するため、和歌山工業高等専門学校ロボット教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- 一 ロボットにかかわる教育方法の検討
- 二 ロボットにかかわる教材の開発
- 三 ロボットを活用した教育イベント等への参画・協力
- 四 その他必要な事項

(組織)

第3条 センターに、センター長1名、副センター長若干名及び研究員若干名を置き、本校教職員から校長が指名する。

2 センターに顧問又は客員研究員を置くことができる。

(任期)

第4条 前条に掲げる者の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、前条一に掲げる者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第5条 センターに、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 地域共同テクノセンター長
- 六 機械工学科主任
- 七 電気情報工学科主任
- 八 技術支援室長
- 九 事務部長

3 前条第2号に掲げる委員は、校長が任命し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

また、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営会議は、センターに関する次の事項を審議する。

- 一 第2条各号に定める業務に関すること。
- 二 その他管理運営に関すること。

(委員長)

第6条 運営会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者がその職務を代行する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、企画広報室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月23日から施行する。